

令和元年度「住民参加型市場公募地方債に関する研修会」

Strictly Confidential

債券発行の実務について

令和元年8月30日（東京会場）

令和元年9月6日（兵庫会場）

株式会社みずほ銀行 証券部



Section 1 地方債証券(債券)の発行手続き

Section 2 起債関係者(金融機関)の役割

Section 3 金融商品取引法について

【ポイント】地方債証券(債券)の発行手続き

- 債券発行には、地方財政法・地方財政法施行令等の法令が定める枠組みが存在
 - ①「均一かつ確定した条件での募集」→ ②「申込証による申込み」→ ③「割当て」→ ④「資金払込み」→ ⑤「発行」というステップが法令の想定している枠組み
- 但し、特に住民参加型市場公募地方債の場合、実務の要請として必ずしも上記の枠組み通りではない手順が求められることも少なくない
 - 例えば、「発行条件が決まる前に購入の申し込みを受け付け、抽選により購入者を決定したい」「申込証を住民から提出して貰うのは難しい」など
- そうした場合には、「法令上の要請から必要となる手続き・書面等」と「実務の要請として行う手続き・必要となる書面等」とを区別しつつ、前者については法令上の要件を充足、後者については法令の趣旨を念頭に置きつつ柔軟に実務上の対応を考えることに
 - 申込証を個々の住民から提出して貰うことが難しい場合には、申込証は金融機関名義で提出を受けるとし、住民には他の手段で代替する(その場合には申込証に記載すべきとされる事項を必ず通知するようにする)、など
 - 一方で、「同一の債券で人により払込価格が異なるようなものは発行出来ない」など、超えることの出来ない枠組みもあることに留意

1-1. 地方債証券の発行方法

- 地方債証券の発行方法は、地方財政法上、以下の3通りが認められている

募集の方法

新たに発行される地方債証券について公衆に対して応募者を募り、払込みをなさしめた後に地方債証券を発行する方法

売出しの方法

法定された事項について公告を行った上で、買付けの申込みをした者に対して地方債証券を発売(発行)する方法

交付の方法

地方公共団体が現金を支払うことに替えて後年度における支払い約束をした地方債証券を債権者に交付する方法

◇地方財政法第5条の5(証券発行の方法による地方債)

地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

2 前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

- 住民参加型市場公募地方債は、全国型市場公募地方債と同様、「募集の方法」によつて発行される

- 「売出し」は資金と引換えに証券を対面販売する方法であり、技術的なハードルも高く地方債での発行事例はない。また、「交付」はそもそも支払の手段であり(資金の払い込みを受けない)、資金調達方法ではない
- 第2項の「割引の方法」とは、額面未満の価格で発行し、額面金額で償還する方式であるが、期中の利払いがないという特異な商品性のため現実に発行される例は見られず、定期的(通常半年毎)に利払いが行われるものが全て

1-2. 地方債証券の発行プロセス(募集の方法)

- 地方財政法上の「募集の方法」による起債プロセスは、「①募集 → ②申込み → ③割当て → ④払込み → ⑤証券発行」の順序で構成される

① 募集	公衆(特定人の場合も含む)に対して証券の取得(の申込み)を勧誘すること
② 申込み	応募者より発行団体に対して証券の取得を申し込むこと
③ 割当て	発行団体が、どの応募者(申込者)に対して幾らの証券を取得してもらうかを決定すること
④ 払込み	割当てを受けた申込者が発行団体に対し資金を払い込むこと
⑤ 証券発行	払込みを受けた発行団体が申込者に対し証券を渡すこと

- 上記はあくまで法令が規定する基礎的かつ概念的な手順・枠組みであり、実務においては「銀行や証券会社が代行しているもの」や「実務フローの中に分散または内在する形で含まれるため一つの明確なアクションとしては認識し難いもの」も存在(次頁を参照)

1-2. 地方債証券の発行プロセス(募集の方法) – ①募集 –

① 募集

- 募集を行う際は、地方債証券の内容(金銭債権としてどのような権利内容のものか)を公衆(勧誘の対象者)に知らせる必要あり。このため、法令は、所定の項目を記載した「申込証」を作成することを発行団体に義務付けている
 - あわせて、「応募者からの申込みは申込証を提出する方法により行う」と定めることで、“応募者は申込証に記載された証券の内容を読み、理解したうえで申込みを行う”ことが担保される、というのが法令の考え方

◇地方財政法施行令第33条(募集の方法による地方債証券の発行)

地方公共団体は、募集の方法によって地方債証券を発行する場合には、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- | | |
|------------------------------|---|
| ①地方公共団体の名称 | ⑩地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨(振替地方債の場合は社債等振替法の適用がある旨) |
| ②地方債証券の総額 | ⑪地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号 |
| ③地方債証券の発行の目的 | ⑫地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨 |
| ④地方債証券の券面金額
(振替地方債の場合は金額) | ⑬法第五条の七の規定による地方債であるときは、その事実及び各地方公共団体の負担部分(注:共同発行債の場合) |
| ⑤地方債証券の申込期日及び払込期日 | ⑭名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所
(注:記名式の場合のみに関係する条項) |
| ⑥地方債の利率 | |
| ⑦地方債の償還の方法及び期限 | |
| ⑧利息支払の方法及び期限 | |
| ⑨地方債証券の発行の価額 | |

2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証にその取得しようとする地方債証券の数(振替地方債の場合は数、振替口座)及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする

◇地方財政法施行令第34条(地方債証券の引受け場合の特則)

前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受ける者がある場合においては、適用しない。(以下、省略)

② 申込み

- 地方債証券の申込みは、地方債証券申込証に法定事項(取得しようとする地方債証券の数(実務上は額面金額)及び住所)を記載し、署名(または記名押印)する方法で行う
 - 特定人が契約により地方債証券の総額を引き受ける(買取る)場合は、地方債証券の内容を十分認識しているはずであるから、地方債証券申込証を作成し、それによって申込みを行わせる必要はない(施行令34条参照)
- 実務上は、地方債証券申込証には、応募する個々の投資家(住民)ではなく、引受並びに募集取扱会社(販売金融機関)が記名捺印を行っている場合が多い(金融機関が申し込んでいる形式を採用)
- 住民参加型市場公募地方債では、別途、債券内容について広く住民に知らせるための広報活動を行うことが必要となるが、その場合は(法令の趣旨に鑑みれば)、地方財政法施行令において申込証に記載すべき事項として定められている項目については、周知すべき事項のなかに含めることが適当

③ 割当て

- 割当てとは、発行団体が申込みを行った人に対し、地方債証券を取得して貰うことを決定することをいう
 - 住民参加型市場公募地方債において申込み超過となり、「申込み>割当て」となる場合には、「先着順での割当て」または「抽選による割当て」が行われることが多い。割当ての方法については、定まったルール・規則はない(「割当て自由の原則」)

◇会社法第678条第1項(募集社債の割当て) (ご参考)

会社は、申込者の中から募集社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、会社は、当該申込者に割り当てる募集社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数(=申込者が引き受けようとする募集社債の金額及び金額ごとの数)よりも減少することができる。

2 会社は、第六百七十六条第十号の期日(=募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

- 実務例では、正式な募集行為に入る前(発行条件が決定される前)に、抽選等によって応募が出来る人をあらかじめ絞っておく(現実的な割当てを事前に行う)場合もある
- なお、応募額が発行予定総額に満たない場合には、債券全体が不成立になる、というのが法令上の原則となっている。債券が不成立となる事態を回避する方法としては、以下(次頁)の2つが存在

1-2. 地方債証券の発行プロセス(募集の方法) – ③割当て –

「打ち切り発行」の方法

- あらかじめ申込証に「応募総額が債券の総額に達しないときでも本公債はその応募総額をもって成立する」旨の記載を行っておけば、応募のあった金額での発行(打ち切り発行)が可能となる

◇地方財政法施行令第35条(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

地方債証券の応募額が第三十三条第一項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもって当該地方債証券の総額とする

仲介者による「引受け」の活用

- 販売金融機関に対して「有価証券関連業」(証券業)としての「引受け」を委任することにより、応募不足(売れ残り)が発生した場合の債券不成立のリスクと調達額不足のリスクを共に回避することができる

◇金融商品取引法第2条第6項(定義)(ご参考)

この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の際、次の各号のいずれかを行う者をいう。

- 1 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること
- 2 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること

- 公募債では多くの場合、取扱い金融機関が債券の販売業務(募集の取扱い)と、この「引受け」の業務の双方の担い手となっており、この場合の金融機関を「引受並びに募集取扱会社」と呼ぶ(後述)。なお、ここでいう「引受け」は、銀行等引受債の「総額引受」(取得とほぼ同義)とは異なる概念

④ 払込み

- 地方債証券の募集が完了したときは、各地方債証券につき、発行価額の全額の払込みをさせる

◇地方財政法施行令第36条第1項(地方債証券の払込み及び発行)

地方公共団体は、地方債証券の募集が完了したときは、遅滞なく、各地方債証券につきその全額の払込みをさせなければならない。

- 個人向け債券の発行実務では、窓口は何度も足を運んでもらわなくても済むよう、申込みの際に申込人から販売業者あてに発行価額の全額に相当する「申込証拠金」を支払ってもらい、募集期間の経過後に、販売業者にて申込証拠金から払込金に充当する(振り替える)というスキームを利用することもある

⑤ 証券発行

- 地方債証券は、払込みがあった後に遅滞なく発行する(未払い金の徴収が困難にならないようにするため)
 - 権利内容を券面に記載した「紙」(証券現物)を、払込みを行った申込者に対して交付することを指す。実務上は、特に「自分の手許に証券を持ちたい」という希望がある場合を除き、販売業者が保護預かりをする場合が多い
- 但し、平成18年1月の一般債振替制度の発足後は「社債、株式等の振替に関する法律」の適用を受ける「振替地方債」として発行することで、ペーパーレスを実現する方式に移行している

◇地方財政法施行令第36条第2項(地方債証券の払込み及び発行)

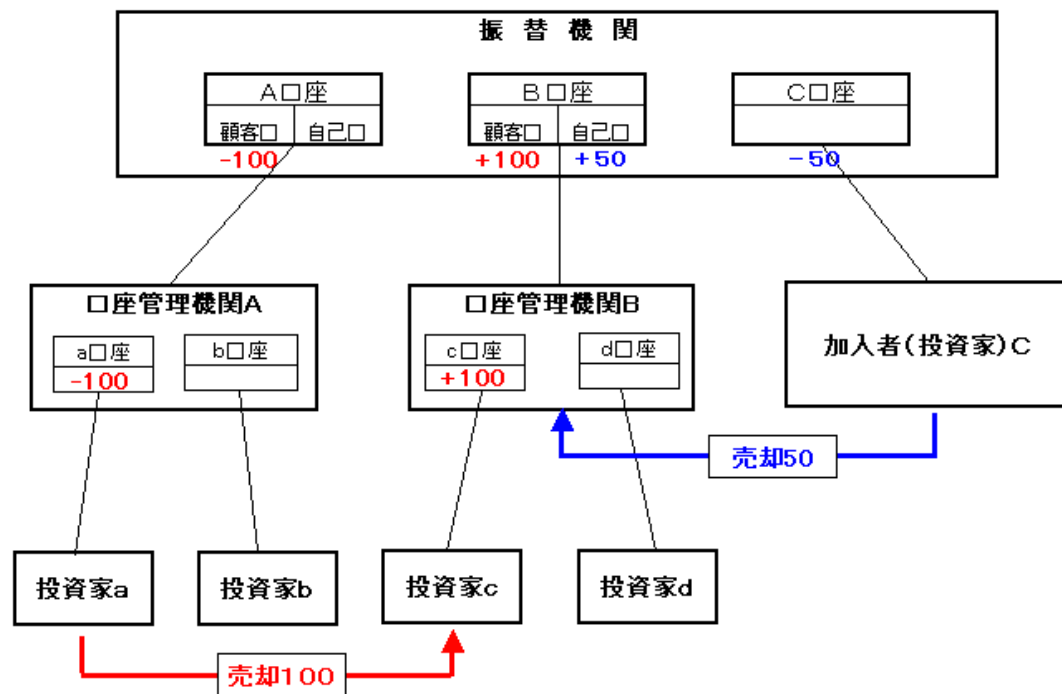
地方公共団体は、前項の払込があったときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。
(=本項は、地方財政法施行令第39条第1項(振替地方債への準用規定)の対象外)

◇社債、株式等の振替に関する法律第67条第1項(社債券の不発行)

振替社債については、社債券を発行することができない。(同法第113条により振替地方債へ準用)

(参考)一般債振替制度の概要

【イメージ図】



【特色】

■ 完全無券面化

- ・券面の概念を持たず
- ・券面発行請求不可

■ 口座簿残高=権利金額

- ・口座簿への残高記載により権利発生/移転

■ 他段階の階層構造

- ・振替機関—口座管理機関—投資家の構造
- ・口座管理機関が多階層になることも可能

【制度利用の前提】

- 個人向け債券の場合、販売業者(銀行・証券会社)が「口座管理機関」となり、債権者(投資家)の残高を口座簿上で管理
- 口座管理機関は、振替機関(ほふり機構)に口座を保有(口座管理機関によっては、直接ほふりに口座を持つのではなく、ほふりに口座を保有している口座管理機関に口座を持つ例=間接参加も)
- 口座簿上の残高が「債券(証券現物)を保有している」と同等の法的効果を持つ
- 債券の譲渡は、「譲渡人の口座簿残高の減額」と「譲受人の口座簿残高の増額」により行う

1-2. 地方債証券の発行プロセス(募集の方法) — ⑥発行後 —

⑥ 発行後

- 期日に元利金の支払いを行なうとともに、地方債証券原簿の管理が必要

◇地方財政法施行令第43条(地方債証券原簿)

地方公共団体は、その事務所に地方債証券原簿を備えて置かなければならない。

2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

①地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

②地方債証券又は振替地方債の数

③地方債証券の番号

④第三十三条第一項第二号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合(注:振替地方債への準用)を含む。)に掲げる事項

⑤振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨

⑥元利金の支払に関する事項

3項以下(省略。記名式証券についての規定など、実際の発行においては関係ないため)

- 証券原簿は本来、記名式証券(発行事例なし)での権利者名簿としての役割や、証券現物が発行されている場合の券面番号毎の消し込み(利金や元本の支払状況管理)が主たる機能であり、今なお発行団体に法律上、作成・備置の義務が課せられている

- 振替債の元利金は、保振機構の定める業務規程等に基づき、「発行団体 → 受託銀行 → 口座管理機関 → 権利者」のルートで分配される

- 発行団体による口座管理機関への元利金の分配は、募集の受託会社(受託銀行。保振の制度上の呼称は「発行代理人/支払代理人」)が代行する

Section 1 地方債証券(債券)の発行手続き

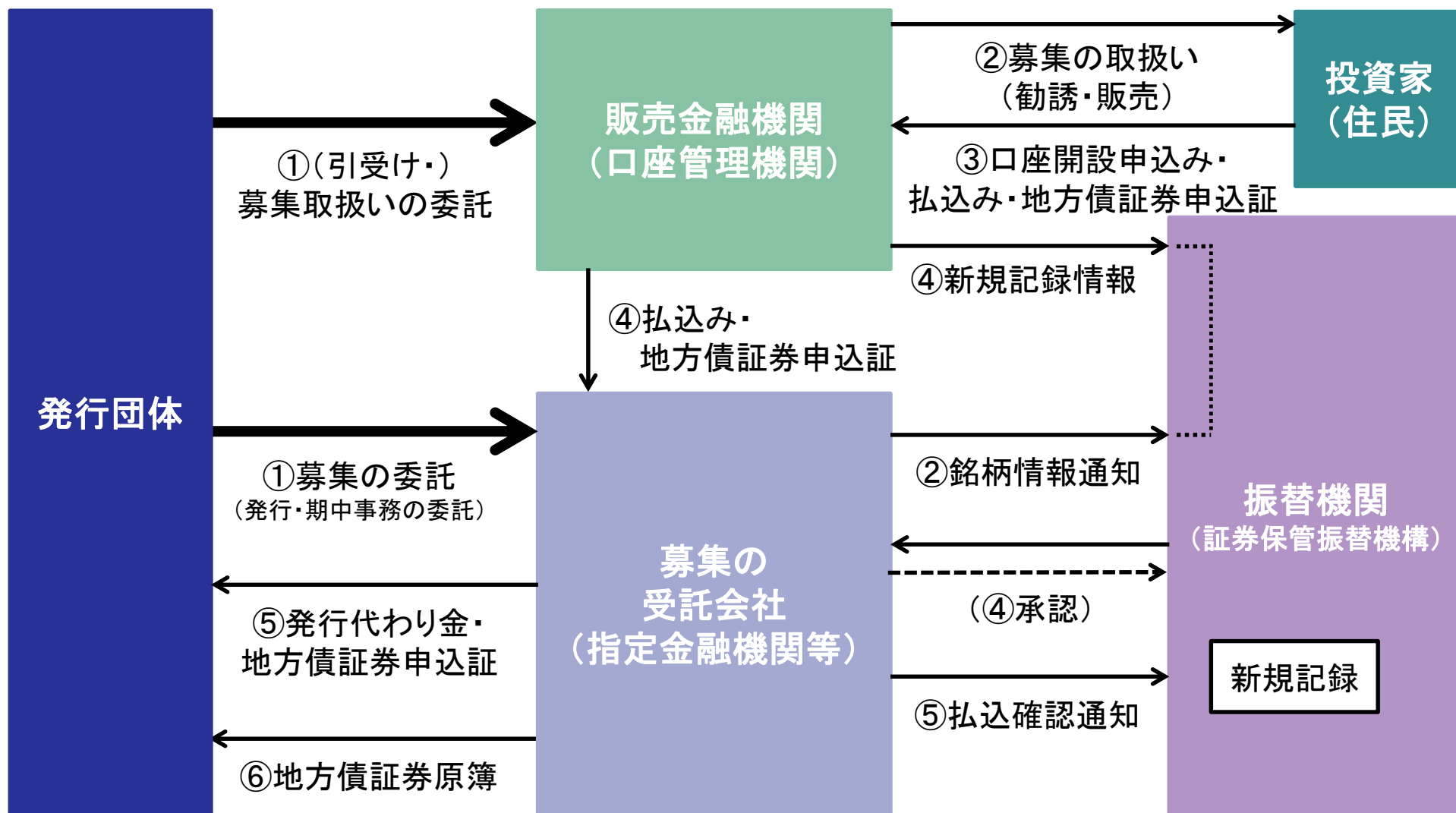
Section 2 起債関係者(金融機関)の役割

Section 3 金融商品取引法について

【ポイント】起債関係者(金融機関)の役割

- 起債関係者(金融機関)は、①「受託銀行」と②「販売金融機関」に大別(通常は受託銀行は販売金融機関も兼ねる)
- 受託銀行は、事務の代行者として債券発行から償還までの間、払込金の取扱いや元利金の授受等を行う
- 販売金融機関は、発行体に代って勧誘・販売行為(募集の取扱い)を行うとともに、総額の払込みを確実なものとするため、募残分の引受責任を負う場合が多い(引受並びに募集取扱会社)
 - 引受けを伴わない場合には、打切り発行とすることで債券不成立を回避することが出来る
 - また、販売金融機関は、口座管理機関として顧客帳簿の管理や顧客に対する元利金の支払を行う

2-1. 起債関係者



2-2. 募集の受託会社（1）

募集の受託会社

- 募集の受託会社については、募集委託契約に基づき、銀行がその業務を行う
 - 募集の受託会社は、債券発行に係る事務のほか、期中の事務をあわせて行う
 - 募集の受託会社は、債権者のために弁済を受け、債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する（発行団体は、募集の受託会社に対して元利金を支払えば債務を免れることになる）
- 募集の受託会社が行う主たる事務は以下の通り（振替地方債を前提）

発行事務

地方債証券申込証作成、発行要項作成、振替機関への銘柄情報通知、地方債証券申込証のとりまとめ、振替機関への新規記録情報の通知（確認）、払込み確認・振替機関への通知、新規記録実施の確認、発行代わり金の交付、債券原簿作成など

期中事務

元利金の受入れ及び分配関連業務、債券原簿（整理簿）の管理

管理事務

社債権者のために元利金を受領、債権の保全など

◇地方財政法第5条の6（会社法の準用）

会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

2-2. 募集の受託会社（2）

◇地方財政法施行令第33条（募集の方法による地方債証券の発行）

地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合には、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

◇会社法第705条（社債管理者の権限等）

社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

◇会社法第709条（二以上の社債管理者がある場合の特則）

二以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、社債管理者が第七百五条第一項の弁済を受けたときは、社債管理者は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負う。

2-3. 販売金融機関(引受並びに募集取扱会社)

販売金融機関(引受並びに募集取扱会社)

- 引受並びに募集取扱会社は、引受並びに募集取扱契約(および引受団契約)に基づき、発行団体に代わって募集行為(募集の取扱い)を行うとともに、応募不足の場合のリスクを負担する(引受け)
- 引受並びに募集取扱契約
 - 発行団体が引受並びに募集取扱会社の代表者と締結する契約
 - 引受並びに募集取扱会社を定め、当該会社が「募集を取扱い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける」こと等を規定
- 引受団契約(引受会社が複数にわたる場合)
 - 引受並びに募集取扱会社が相互に締結する契約
 - 引受並びに募集取扱会社の代表者を定め、引受並びに募集取扱契約を締結する権能を付与
- 住民参加型市場公募債においては、引受並びに募集取扱会社は、投資家に対する販売会社として、口座管理機関(振替地方債として起債される場合)または保護預り機関(地方債証券が発行される場合)を兼ねる
- 元利金の支払は、募集の受託会社が発行団体からまとめて元利金を受領し、口座管理機関または保護預り機関に対し、取扱額に応じて分配する。口座管理機関または保護預り機関は、これをさらに投資家に対し振り込む
 - 振替地方債として起債される場合には、元利金支払に関する委任契約は、振替機関(証券保管振替機構)の枠組みを通じた包括的・黙示的な委任の申込みと承諾により成立することから、発行団体と口座管理機関との間で元利金支払に関する契約証書を取り交わすことはない

Section 1 地方債証券(債券)の発行手続き

Section 2 起債関係者(金融機関)の役割

Section 3 金融商品取引法について

【ポイント】金融商品取引法について

- 発行団体は、業者規制法である金融商品取引法の規制を直接に受けることはない
- しかしながら、団体作成のパンフレットも、金融商品取引業者である販売金融機関（銀行・証券会社）が使用する場合には金融商品取引法上の「広告」として同法の規定の適用を受ける
 - その場合は、レイアウトや記載内容について、販売金融機関との十分なすり合わせが必要に
- 広告や法定書類である「契約締結前交付書面」には、リスクに関し幅広く通知する文言を盛り込むよう求められている

3-1. 金融商品取引法の定める行為規則

主な行為規制の内容	条文
・顧客に対する誠実義務	第36条
・広告等の規制	第37条
・契約締結前書面の交付	第37条の3
・契約締結時書面の交付	第37条の4
・虚偽の説明・断定的判断の提供等の禁止	第38条
・不招請勧誘の禁止、勧誘受託意思確認義務・再勧誘の禁止	第38条
・損失補てん等の禁止	第39条
・適合性の原則等	第40条

3-2. 広告等規制の内容（1）

(1) 広告等とは

■ 広告

- ① テレビCM
- ② ラジオCM
- ③ ポスターを貼る方法
- ④ 新聞に掲載する方法
- ⑤ 雑誌に掲載する方法
- ⑥ インターネット・ホームページに掲載する方法

■ 広告類似行為

次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供

- ① 郵便
- ② 信書便
- ③ ファクシミリ装置を用いて送信する方法
- ④ 電子メールを送信する方法
- ⑤ ビラ又はパンフレットを配布する方法（店内備置を含む）
- ⑥ その他

（金融商品取引法第37条、金融商品取引業等に関する内閣府令第72条 等）

3-2. 広告等規制の内容 (2)

(2) 広告等に表示すべき事項

■ 広告等に表示することが義務付けられている事項は、以下の通り

- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- ② 金融商品取引業者等である旨及び業者等の登録番号
- ③ 契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項
- ④ 契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金
- ⑤ 顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額(取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額)が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項
 - ・当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨
 - ・当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率
- ⑥ 顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項
 - ・当該指標
 - ・当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由
- ⑦ ⑥の損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項
 - ・指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
 - ・上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由
- ⑧ 店頭デリバティブ取引について、業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨
- ⑨ 契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実
- ⑩ 業者等が協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称(複数の協会に加入している場合は、広告等の内容にかかわらず、加入しているすべての協会名を記載する。)

3-2. 広告等規制の内容 (3)

■ テレビCM・ラジオCM、看板、壁面ポスター(配布ビラ等を除く)、電光掲示板については、以下を表示

- ① 業者等の商号、名称又は氏名
- ② 業者等である旨及び登録番号
- ③ 元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨
- ④ 契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨

(金融商品取引法施行令第16条第2項、金融商品取引業等に関する内閣府令第77条)

(3) 団体の作成するパンフレット等と広告等規制

■ 発行団体が作成するパンフレット等も、販売金融機関が広告として利用する場合は、広告規制の対象となる

<金融商品取引法に関するパブリック・コメント及びその回答(金融庁公表資料より)>

(質問) 財務省作成の個人向け国債に係るポスター・リーフレットや、地方公共団体作成のポスター・リーフレットの店頭への掲示又は顧客への配布の場合も、要件を満たす必要があるとの理解でよいか。

(回答) 金融商品取引業者等が財務省作成の個人向け国債に係るポスター・リーフレットや地方公共団体作成のポスター・リーフレットの店頭への掲示又は顧客への配布の場合についても、広告等規制の対象になるものと考えられます。この場合には、金融商品取引業者等である販売会社が広告等規制の適用対象となるため、当該販売会社が、法令に則した表示事項・表示方法のポスター・リーフレット等を使用する義務を負うものと考えられます。金融商品取引業者等が行う広告等である限り、当該広告等においては、当該金融商品取引業者等の商号・登録番号を表示する必要があります。なお、これらの事項の表示方法については、ポスター・リーフレットに当初から印字する必要は必ずしもなく、追加的にシールを貼り付けること等により対応することも可能と考えられます。

3-2. 広告等規制の内容（4）

- 発行団体が作成するパンフレット等は、団体自身が使用する限りにおいては広告規制の対象とはならないが、これを販売金融機関に対して販売促進ツールとして利用して貰う場合には、金商法の求める広告としての要件を充足したものとなるよう、配慮する必要が生じる

(4) 契約締結前交付書面（ご参考）

- 販売金融機関は、販売にあたり、あらかじめ取引の内容を記載した「契約締結前交付書面」を顧客に交付する必要がある（特定投資家は除く／日本証券業協会が雛形を作成）

© 2019株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等に御相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は弊行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。